

# 横須賀市における地方分権型条例整備の取り組み

横須賀市総務部行政管理課長  
齊藤 一郎

- 1 地方分権型条例とは
  
- 2 地方分権一括法施行前の取り組み
  - (1) 地方分権推進に向けての取組指針
  - (2) 地方分権に伴う条例等整備方針
  
- 3 地方分権一括法の制定、中核市への移行に伴い整備した条例
  
- 4 地方分権型条例の整備に向けて
  - (1) 当面、積極的に取り組む7つの項目
  - (2) 政策法務体制の整備
  
- 5 今後の課題

## 横須賀市の地方分権型条例整備に向けての取り組み

本市では、分権の趣旨を生かし个性的で活力にあふれるまちづくりを推進するため、拡大された条例制定権を活用して、計画的に条例の整備に取り組んでいる。

### ホップ（第1段階） 地方分権一括法施行（平成12年4月1日）まで

地方分権一括法に対応する条例の整備（必須対応）

全国すべての自治体に求められる必須条例化事項として、地方分権一括法に伴う475本の法律改正に対応する条例の整備を行った。

（手数料事項、機関委任事務廃止に伴う事項、法律の条項移動など）

条例対象事項の整理・拡大（「地方分権に伴う条例等の整備方針」の策定）

分権時代の条例整備に向けての独自の対応として、『市民にわかりやすい条例』をキーワードに条例対象事項を整理（拡大）することとした。「地方分権に伴う条例等の整備方針」を策定（平成11年9月）した上で、市民に手続を求めるものなど従来条例で定めていなかった事項も積極的に条例化した。

第1段階での条例整備数 61条例（制定24・改正35・廃止2）

### ステップ（第2段階） 中核市移行（平成13年4月1日）まで

平成13年4月の中核市移行に伴い、950項目におよぶ県からの権限移譲に対応すべく4条例の整備を行った。なお、この際にも、「地方分権に伴う条例等の整備方針」に基づき、他の中核市で条例化していない事項についても条例を制定した。

また、第3段階に位置付けている政策条例（地方分権型条例）への先行的取り組みとして、本市独自の積極規定も一部設けている。

（「墓地等の経営の許可の手続きに関する条例」・「横須賀市屋外広告物条例」）

第2段階での条例整備数 11条例（制定7・改正4）

### ジャンプ（第3段階） 地方分権型条例の制定へ（中長期的取り組み）

地方分権はまだスタートを切ったばかりである。

いかに個性あるまちづくりに向けて条例制定権をフルに活用して、『政策条例＝地方分権型条例』を制定していくかが自治体に課せられた大きな課題である。横須賀市では、分権時代の条例整備のセカンドステップとして、当面7つの項目を掲げ取り組んでいく。

## 「地方分権推進に向けての取組指針」の概要

地方分権の推進によって、地方自治体には自己決定、自己責任のもと一層の自主的・総合的な行政運営の確立を目指すとともに、地方自治の新たな展開を図ることが要請される。本市では、地方分権一括法に的確に対応するとともに、一步進んで地方分権を積極的に活用することで、主体的な市政の推進と地方自治の拡充に向けて全庁的に取組みを推進する。

### 1 地方分権への取組みの基本姿勢

#### (1) 地方分権の視点に立った効果的・効率的な事務事業の推進

拡充する自己決定権を活用して、地域特性に適した効果的で効率的な事務事業の推進を図る。

#### (2) 地方分権施策の市民生活への反映

施策の立案にあっては、市民意見の聴取など市民協働の視点から取組み、その成果を市民生活に反映するよう努める。

#### (3) 行財政改革との連携

地方分権への取組みにあたっては、行革実施計画との連携を確保し、一体的な推進を図る。

#### (4) 国等への要望・提案及び県との連携

地方自治体の財政基盤の充実強化など地方自治確立に向けた要望・提案を積極的に展開する。

#### (5) 市民及び職員の意識の高揚

市民に地方分権の理解の増進に努めるとともに職員の分権に対する意識の高揚を図る。

### 2 地方分権への取組みの推進体制

地方分権への取組みをより実効性あるものとするため、各課等に地方分権推進主任者を配置する。地方分権推進主任者は課内における地方分権推進リーダーとなり、あわせて課内の意識啓発を図る。

### 3 地方分権への取組みの具体的内容（庁内の役割分担）

#### (1) 各課等の取組み

- ・ 所掌事務に係る地方分権関連事項の課題等の抽出
- ・ 所掌事務に係る国・県との調整及び情報収集
- ・ 地方分権推進主任者の活用

#### (2) 総務部行政管理課の取組み

- ・ 地方自治法改正に係る全庁的調整及び情報提供
- ・ 個別法の改正に伴う条例の整備等に関する助言
- ・ 手数料に関する条例制定かかる総合調整
- ・ 職員の意識啓発及び市民への地方分権の周知

### 4 取組指針策定期日

平成 11 年(1999 年)5 月 20 日策定

## 「地方分権に伴う条例等の整備方針」の概要

### 1 条例等の整備に関する本市の基本姿勢

次の2大方針に基づき、条例等の整備を行う。

地方分権一括法が要請する事項への対応（全自治体で取り組むべき事項）  
分かりやすい条例、規則体系の整備（本市独自に取り組む事項）

なお、今般の条例等の整備は、機関委任事務制度の廃止、必置規制の見直し、手数料に関する事項など、条例化すべき事項及び関連する規則等にしばって行うこととし、地方分権時代にふさわしい法体系を確立した上で、引き続き、中核市移行も視野に入れ、まちづくりの推進や政策的事項に関する条例化に取り組んでいく。

### 2 条例等の整備に関する考え方

次の4点から条例等の整備に関する考え方を整理し、具体的な整備作業を行う。

条例で整備すべき事項（必須条例事項）

- ・ 義務を課したり権利を制限したりする事項・手数料事項など

条例で整備することとする事項（任意条例事項）

- ・ 市民に手続きなど一定の作為を求める事項など

規則で整備すべき事項（必須規則事項）

- ・ 地方分権一括法のなかで、規則に委任されている事項

規則で整備することとする事項（任意規則事項）

- ・ 許認可申請の詳細手続き（様式指定、添付資料、提出部数など）を定める事項など

### 3 条例等の整備に当たっての重要ポイント

特に次に掲げるポイントは、市民に分かりやすい条例、規則体系の整備を行うために本市が独自に推進しようとするものである。

従来規則等で定めていた事項の条例化を積極的に進める。

ア 機関委任事務制度の廃止に伴い、権利義務規制（地方自治法第14条第2項）に該当するもののみならず、市民に手続き等を求めるものを条例で規定する。

イ 徴収金の徴収に関するものは、原則として条例で規定する。

手数料の徴収根拠がすべて条例に統一されることから、原則的に全手数料を網羅する一覽性に優れたわかりやすい一括手数料条例を制定する。

要綱により実施している貸付金の貸付け、物やサービスの給付等に関する事務に法的根拠を持たせるため、共通する規則を制定する。

### 4 整備方針策定期日及び効果

策定日 平成11年(1999年)9月1日

効果 地方分権一括法施行(平成12年4月1日)以降の条例制定にも適用する。

地方分権一括法の制定、中核市への移行に伴い整備した条例数

地方分権一括法の制定に伴い整備した条例数

1. 総括

区分	提出	11年12月議会	12年3月議会	計
	制定	0	24	24
	改正	14	21	35
	廃止	0	2	2
	計	14	47	61

\* 同一条例を12月議会及び3月議会で2度改正したものがあある。(障害者福祉センター条例)

2. 制定又は改正等の要因事項

事項	提出・区分			12月議会			3月議会			計
	制定	改正	廃止	制定	改正	廃止	制定	改正	廃止	
権利義務事項の条例化に伴うもの		10		22	6					38
手続き等一定の作為を求めるものの条例化に伴うもの		2		20	4					26
手数料事項の整理に伴うもの		1		16	11	1				29
占用料(使用料)の条例化に伴うもの				2	2					4
徴収金の徴収に関する規則の条例化に伴うもの				1						1
過料規定の見直しを伴うもの				3	6					9
必置規則の見直しに伴うもの		1			1					2
関与の見直しを伴うもの					1					1
引用法令等の条項の改正に伴うもの		2								2
その他		1			1	1				3
	計	0	17	0	64	32	2			115

中核市移行(13年4月1日)に伴い整備した条例数

区分	提出	12年12月議会	13年3月議会	計
	制定	7	0	7
	改正	3	1	4
	計	10	1	11

## 地方分権一括法の制定に伴い本市が独自に整備した条例等の事例

### 1 機関委任事務制度廃止に伴う個別条例への積極規定

市民に手続を求める事項の条例化

機関委任事務制度の廃止に伴い、従来規則で定めていた事項の条例化を積極的に推進することとし、権利義務規制(地方自治法第14条第2項)に該当しない届出など「市民に手続を求めるもの」を、地方自治法第14条第1項を根拠に原則として条例で規定した。(26条例該当)

法令が予定していない関連事項の条例化

クリーニング業法の適用を受けず、従来国の通知で行っていた「コインランドリー営業者」への届出義務等を規定する条例(クリーニング業等の営業に関する条例)を制定した。(詳細は別紙参照)

行政指導に関する規定の上乗せ

旅館業の営業を規定する条例ほか2条例について、市の景観施策に対する配慮の責務を上乗せして規定した。(詳細は別紙参照)

法定受託事務の条例化

自治事務のみならず、法定受託事務についても、本市の条例等の整備方針に基づき条例整備を行った。(自動車臨時運行条例)

条例名称の工夫

法律を施行するための条例の名称を「          法施行条例」とはせず、当該条例の守備範囲を広げ将来的に本市独自規定を設けることのできる器とするため、原則として「          ~~法~~条例」とした。(例 薬事条例 食品衛生条例など)

### 2 徴収金の徴収に関する事項の条例化

使用料、手数料等のほか、市民に負担を求める徴収金の徴収は原則として条例で定めることとし、毎年度改正を前提としつつ、「福祉施設の入所者費用の徴収について」条例を整備した。(条例規定 助産施設・母子生活支援施設入所費用、 保育所入所費用、 老人福祉施設入所費用、 知的障害者入所費用、 身体障害者入所費用)

### 3 一括手数料条例の制定

手数料の徴収根拠が条例に統一されたことから、法令等に基づく事務を中心に一括手数料条例を制定した。

216項目の手数料を網羅し、減免などの共通規定を整備

(印鑑条例など条例本体の趣旨・目的、事務内容及び具体的手続等と密接不可分な13条例の手数料は、同一条例に手数料を規定した方がわかりやすいことから除外した。)

### 4 サービス等の提供に関する規則整備と行政手続条例の適用

主に要綱で実施しているサービスや物の給付等に関する手続に法的根拠を持たせるため、共通の手続規則(サービス等提供規則)を制定した。あわせて行政手続条例を改正し、サービス・物の給付等に関する手続に行政手続条例を適用させ、より公正・透明な行政手続の確保を図った。

## 地方分権に対応する条例整備における積極規定（例）

### 1 クリーニング業等の営業に関する条例

#### (1) 概要

コインランドリー業者に届出義務を課し、衛生上必要な技術的助言を行う規定を設ける。従前、国の「通知」により行なってきたコインランドリーの把握・衛生指導について、改正地方自治法の権利義務規定が含まれることから条例化することとする。なお、届出後の衛生指導の具体的内容については現行の要綱を改正して行政指導を継続することとする。

#### (2) 条文案（抄）

（営業報告）

第5条 営業のためコインランドリー（公衆の利用に供するものに限る。以下同じ。）を設置しようとする者は、コインランドリーの所在地その他必要な事項を記載した営業報告書を市長に提出しなければならない。

第6条から第9条まで 略

（報告業者に対する技術的助言）

第10条 市長は、報告業者に対し、公衆衛生の見地から必要な技術的助言を行うことができる。

#### (3) 条例施行後の事務

現在、国の通知を根拠にコインランドリーの調査、指導等を行なっているが、その内容に法令の根拠がないため、届出について（第5条）その他の衛生指導について（第10条）を条例化し、法的根拠を明確にしたい。なお、衛生指導の内容については要綱によることとしたい。

### 2 旅館業条例（興行場条例・公衆浴場条例）

#### (1) 概要

市の景観施策に対する配慮を努力規定として設ける。従前、申請書受理前に行っていた事前の行政指導のうち、旅館業建築物の色彩等に関する指導について、平成12年4月から市の要綱が施行されるため、その実効性を高める目的をもって条例中に努力規定を設けることとする。

#### (2) 条文案

（業者等の責務）

第5条 旅館業を営もうとする者又は営業者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (3) 条例施行後の事務

現在、要綱で行っている事前の行政指導については、その内容が法令の趣旨（他法令による許可を申請の前提とすること等）を超えている事項を削除した新たな要綱を制定して行うこととしたい。なお、条例案第5条による都市景観の形成に関する事項については、都市部に新設される景観推進課において行うこととする。

# 地方分権型条例を制定へ

～個性あるまちづくりを実現するために～

目に見えにくい地方分権改革を「見える分権」にしていかなければなりません。

そのためには、自治体の知恵と工夫によって、全国一律であった行政の手法を変えて行く必要があると考えます。

本市では、市民の参画・協働の仕組みを導入し、地域の実情に合った条例の制定を目指して、積極的に以下の取り組みを行って行きます。

## 1 まちづくりに関する条例の体系的整備（条例化の方針が決定しているもの）

**まちづくりに関する基本条例**（平成14年度中の制定に向けて検討）

本市のまちづくりに関する基本理念、方向性を示すとともに、個別のまちづくり制度（条例）の根拠となる基本条例 **県内では事例なし**

**土地利用に係るまちづくりの推進に関する条例**

土地利用の仕組みを「地域の論理」で構成し、規制や誘導の手法を活用した「横須賀らしさ」のあるまちづくりを推進するための条例 **県内で同一事例なし**

**特定商業施設の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する条例**

特定商業施設の出店及び営業活動に伴う周辺環境の悪化を防止し、良好な生活環境を確保するため、大店立地法を補完する条例 **県内では事例なし**

**開発行為等に係る調整及び紛争調整に関する条例**（平成13年度中の制定に向けて検討）

開発行為などの事前調整を効果的に行い、かつ事業者と近隣住民との紛争を予防・調整することにより、まちづくりの推進に寄与するための条例 **要綱行政の抜本改革**

## 2 「(仮称)市民協働推進条例」(平成13年第1回市議会定例会提出予定)

行政と市民を対等なパートナーとして位置付け、市民公益活動を支援するとともに、一層の市民協働の推進を図るための条例 **全国初**(市民活動促進や市民参加に関する条例化は数例あり)

## 3 「(仮称)パブリック・コメント手続条例」(平成13年度中の制定に向けて検討)

条例案や政策の立案に当たり、広く市民の意見を募集するとともに、条例や政策の策定過程の透明・公正化を図り、市の説明責任を果たすための条例 **全国に条例化事例なし**

## 4 「(仮称)男女共同参画推進条例」(平成13年度中の制定に向けて検討)

昨年12月に策定した「横須賀市男女共同参画プラン」(平成13～18年度の6カ年計画)を着実に推進し、男女共同参画社会基本法の基本理念を実現するための条例 **県内では横浜市のみ**

## 5 「(仮称)情報公開条例」(平成13年第1回市議会定例会提出予定)

現行の公文書公開条例に「市の説明責任」や「知る権利」を加えるなど、同条例を抜本的に見直し、情報公開制度の充実を図るための条例 **「知る権利」の明記**

## 6 「行政手続条例」の改正(平成13年第1回市議会定例会提出予定)

許認可等の行政手続に関する市の権限と責任が拡大されたことに伴い、公正な第三者機関として「行政手続審議会」を設けるための条例改正 **審議会の設置は全国で横浜市のみ**

## 7 電子行政手続に関する条例

ITの推進に伴い、行政手続をインターネットで行えるようにするための条例(国の法制化の動向や本市のITの進捗にあわせて実施) **他に事例なし**